

英國道路交通法

[四]

増田甲子七

以下掲げんとする英國道路交通法第二章は、自動車使用に基き第三者の蒙るべき危険に對する強制保險に關する諸規定である。此の種の規定は、はしがき(一月號拙文參照)

に於て述べた如く、一九二七年に發表された本法草案には見えなかつたが、一九二九年七月の王命交通委員會の第一回報告書に依る意見答申を採用して、新に第二章即ち自動車の使用に基因する第三者の危険に對する保險制度を創設したのである。而て茲に謂ふ第三者とは、保險契約の當事者に非ざる者を謂ふことは勿論である。

第三者の危険に對する強制保險の制度を有する國は未だニュウジランド、北米マサチユセツツ州等比較的僅少に過ぎないが、時代の需要に合致した制度と謂ふべきであつて

現在迄の處我國に於ては大して問題となつてはゐないが、之が制度化を考慮せねばならぬのも近い將來であらう。

強制保險制度の必要なる理由に就ては、茲に一九二九年王命交通委員會第一回報告書中の意見を採用する。即ち「自動車の運轉者は往々歩行者を轢倒し痛ましき傷害を與へ場合に依ると不具癡疾者としてしまふ。そこで裁判所は被告たる運轉者が其の事故に對して全責任を有するものとし損害賠償として多額の金額を支拂ふべしと判決したとする。然るに運轉者が賠償を支拂ふ能力無く且第三者の危険に對する保險にも加入して居らないとするならば、負傷者は何物をも得る事が出来ない。茲に實際上の苛酷と不正義とが存するのである。」と謂ふのである。而て同委員會は、

自動車使用に基く事故に依る種々の損害中財産上の損害は、兎も角生命身體の損傷に對する保險を強制することの必要を認め、左の如き方策を政府に提案した。新法は本提案とは異なる點も相當あるが其の趣旨の存する所は大體に於て採擇せられたのである。

一 總て自動車の所有者は、自動車の使用に關して他人に死亡又は傷害を加へたる爲損害賠償を支拂ふべき法律上の責任に對して保險を附することを要す。

二 本提案の目的の爲に、事故發生當時自動車を管理し且所有者より運轉を委任せられたる者は所有者と看做す(ニュウジイランドの法律は更に一步を進め、苟も事故發生當時自動車を管理せる者は、運轉を委任せられたると否とを問はず所有者と看做してゐる)

三 車輛免許を申請する者は、死亡及身體の傷害を含む第三者の危険に對して保險に加入せることを示す公認保險會社の領收證を提出することを要す。斯る保險證券は車輛免許の有効期間中有効のものならざるべから

す

四 三の目的の爲に、此の危険を保險せんとする會社は商務省に登録せらんことを申請するを要す、承認せられたるものは、商務省に於て登録す

五 自動車賣却其の他の方法に依り新所有者の手に移りたるときは、登録當局に於て新所有者が其の自動車に關する保險證券を有するに至れりと認むるに非ざれば自動車登録の書換を爲さず

六 保險證券は、保險會社が保險證券の所有者に依て承認せられ又は支拂ふべしと判決せられたる損害、償金又は費用の總てを、直接に第三者に支拂ふ事を定めたるものたるを要す。斯くするときは損害、償金又は費用の支拂は保險證券の所有者に依り第三者に支拂はれたることとなり、又保險證券所有者が正當の對價に依り其の保險會社に依り保險せられたる權利を斯る第三者に讓渡したることとなるものとす

最後の規定は或る場合に逢着することあるべき困難なる

問題を防ぐ爲である。それは、保険に加入し且事故に關聯して損害を蒙つた自動車ノ所有者が破産した場合には保險會社に依り支拂はるゝ補償額は破産財團に入るが故に、被害者たる第三者は他の債權者と同等の地位と爲り補償金額に對する配當金のみを受取るに過ぎないからである。保險金額を被害者に支拂ふべき特別金額とすべしとの提案は決して新しいものではない。此の原則は既に一九二五年の勞働者補償法 Workmen's Compensation Act 1925 に於ても採用せられてゐる處である。

第二章 自動車ノ使用ニ基因スル第

三者ノ危険ニ對スル規定

第三十五條 (自動車ノ使用者ハ、第三者ノ危険ニ對シ保險ニ附セラルベキコト)

一 本法本章ノ規定ニ從ヒ自動車ノ使用者ニ就キ使用者若ハ其ノ他ノ人ニ依リ設ケラレタル本法本章ノ規定ニ適合スル第三者ノ危険ニ關スル有效ナル保險證券若ハ擔保ノ

存在スルニ非ザレバ、何人ト雖道路ニ於テ自動車ヲ使用シ若ハ他人ヲシテ之ヲ使用セシメ若ハ他人ノ之ヲ使用スルヲ許容スベカラズ (註一)

二 本章ニ違反シタル者ハ五十磅以下ノ罰金若ハ三箇月以下ノ禁錮ニ處セラレ若ハ右罰金並禁錮ヲ併科セラルベシ
 本條ニ基キテ處罰セラレタル者ハ有罪判決ノ日ヨリ十二箇月間本法第一章ノ規定ニ基ク免許ノ所持者ハ取得ニ關スル資格ヲ剝奪セラルベシ (但シ裁判所ニ於テ特別ノ理由ニ依リ之ト異ル命令ヲ發スルコトヲ適當ト認ムルトキハ此ノ限ニアラズ、又裁判所ノヨリ長期ノ期間資格剝奪ヲ命ズルコトヲ得ル權限ヲ害スルコトナシ)
 本條ニ基ク有罪判決若ハ命令ニ依リ免許ノ所持者ハ取得ノ資格ヲ剝奪セラレタル者ハ、之ヲ本法第一章ノ目的ノ爲ニ本法第一章ニ基ク有罪判決ニ依リ資格ヲ剝奪セラレタル者ト看做ス (註二)
 三 略式裁判所ニ訴訟ヲ提起スベキ期間ヲ規定セル法令ノ如何ニ拘ラズ本法ニ基ク犯罪ノ訴訟ハ

a 主張セラレタル犯罪ノ行ハレタル日ヨリ六ヶ月ノ期間、若ハ

b 訴追者ガ犯罪ノ行ハレタルコトヲ知りタル日ヨリ三ヶ月以内ニシテ而モ犯罪ノ行ハレタル日ヨリ一年以内ノ期間

ノ二者中ヨリ長期ノ期間内ニ之ヲ提起スルコトヲ得

四 地方當局、警察當局、警視廳會計長官、若ハ大審院ノ

爲ニ大審院會計長官ニ一萬五千磅ヲ供託セル者ノ所有スル自動車ニ就テハ、右所有者ガ自動車ヲ使用セル場合又ハ右所有者ノ雇人ガ職務上若ハ所有者ノ監督ノ下ニ自動車ヲ使用セル場合ニハ本條ヲ適用セズ(註三)

五 本法本章ノ規定ハ、本法第一章ニ所謂傷病者用自動車又ハ特別ノ法律若ハ法律ト同等ノ效力ヲ有スル命令ニ依リ其ノ使用ヲ認可セラレ若ハ其ノ使用ニ就キ取締ヲ受クル軌道車若ハ無軌道車ニ其ノ適用範圍ヲ擴張セラルコトナシ但シ右特別法若ハ命令ニ於テ其ノ旨規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ(註四)

六 本條ニ於テ所謂地方當局 (local authority) ナル語ハ

州 (county) カウンティ、ボロウ (county borough) 若

ハカウンティ、デイストリクト (county district) ノ

議會 (council) 倫敦市會、首都各區議會及ビ其ノ構成分

子ニ上記議會ノ代表者ヲ包含スル様構成セラレタル合同

應若ハ合同委員會ヲ指スモノトス

註一 本項に依テ自動車ノ使用者ハ自動車ノ使用に因テ

第三者に與ふべき危険に對シ保險に附せられ又は斯る

危険に對シ擔保が存在するに非ざれば自動車を運轉す

るを得ざることとなり即ち自動車使用者ノ強制保險制

度は確立せられたのである。王命交通委員會の意見答

申には自動車ノ所有者を保險に附せらるべき者として

あつたのを自動車ノ使用者としたのは實際に適してゐ

る。本項に於テ注意すべきは自動車ノ使用者は自然人

と法人(但し法人に對しては第二項所定ノ資格剝奪の

制裁を加へる事は出来ない)この兩者の存すること、

保險或は擔保は自動車ノ使用者のみならず他人が之を

設けても差支ないこと、有效なる保險若は擔保無くして自動車を使用すべからざるは單に公道 (public highway) に限らず私道をも含む廣義の道路 (Road) に於て然ること等である

註二 裁判所は必要と認むるときは十二ヶ月以上の期間資格剝奪を命じ得る。尙運轉者免許の所持若は取得に關する資格剝奪に就ては本法第一章第六條第七條參照

註三註四 第四項は強制保險規定の適用なき者第五項は其の適用なき自動車に就て規定してゐる左記の者は本條第一項の適用即ち強制保險の規定の適用を受くることなく從て第三者の危險に對する保險を附することなくして適法に道路に於て自動車を運轉することを得るのである

イ 地方當局

ロ 警察當局

ハ 警視廳會計長官 (註、倫敦警視廳會計經理事務を司り警視總監と其の地位は對等である)

ニ 大審院の爲に大審院會計長官に一萬五千磅を供託せる者

又左記の自動車に就ては強制保險に關する本章の規定は適用されない

イ 傷病者用自動車 (註、傷病者の自ら使用する自動車であつて救急自動車の如く傷病者の爲の自動車の謂ではない)

ロ 特別の法律若は法律と同等の效力を有する命令に依り其の使用を認可せられ若は其の使用に就き取締を受くる軌道車若は無軌道車

第三十六條 (保險證券ニ關スル必要條件)

一 本法本章ノ要求ヲ満足セシムル爲ニハ保險證券ハ左記ノモノタルコトヲ要ス

a 本法本章ノ意義ニ於ケル免許セラレタル保險者ニ依リ發行セラレタルモノタルコト

b 保險證券ニ於テ特定セラレタル一人若ハ數人ニ付之等ノ者ノ道路ニ於ケル自動車ノ使用ニ因リ人ヲ死傷セ

シメタルコトニ基ク責任ニ關シ之ガ保險ヲ爲スコト

但シ右保險證券ハ左記ノ責任ヲ包含スルノ必要ナシ

1 保險證券ニ於テ保險セラレタル者ニ雇傭セラル、
者ノ職務執行ニ基ク職務執行中ノ死亡若ハ身體上ノ
傷害ニ關スル責任(註一)

2 貸切、報酬若ハ雇傭契約ニ基キ若ハ雇傭契約ヲ履
行スルガ爲ニ自動車ニ依リ乗客ガ輸送セラル、場合
ヲ除キ請求權ノ發生スル原因タル事故ヲ惹起セル際
自動車ニ運ビ込マレ又ハ自動車ニ依リ輸送セラレ若
ハ自動車ニ乗込ミ若ハ自動車ヨリ下車セントスル者
ノ死傷ニ關スル責任

3 其ノ他ノ契約上ノ責任

二 本法本章ニ依リ發行セラレタル保險證券ニ基キ特許ヲ
受ケタル保險者ガ又本法本章ノ規定ニ基キ自動車ノ使用
者ニ關シ有效ナル擔保ヲ設ケタル自動車所有者ガ、又本
法本章ノ規定ニ基キ供託シタル自動車所有者ガ、道路ニ
於ケル自動車ノ使用ニ因ル死傷ニ關シ支拂ヲ爲シ、而テ

死亡若ハ傷害ヲ蒙レル者ガ當該致命傷其ノ他ノ傷害ニ關

シ病院ニ於テ手當ヲ受ケタルコトヲ右特許ヲ受ケタル保

險者若ハ自動車所有者ガ承知シ居ルトキハ、右特許ヲ受

ケタル保險者若ハ自動車所有者ハ尙病院ガ手當ヲ與フル

爲ニ相當ニ要シタル費用ヲ手當ヲ受ケタル者一人ニ付二

十五磅以下ノ金額ニ於テ病院ニ支拂フコトヲ要ス

本項ノ目的ノ爲ニ病院(Hospital)ナル語ハ入院患者ニ

對シ醫藥的並外科的治療ヲ施ス設備ヲ謂ヒ相當ニ要シタ

ル費用(expenses reasonably incurred)トハ病院ニ於テ

手當ヲ受クル者ニ關シ、病院並職員ノ維持及患者ノ收容

並手當ノ費用ノ日日ノ患者一人當平均費用ニ依リ表示セ

ラル、患者收容ノ爲要スル各日ノ費用ヲ謂フ

但シ右手當ニ付病院ニ於テ料金ヲ徴シタルトキハ本項ハ

適用セラル、コトナシ(註二)

三 本法本章ノ目的ノ爲ニ特許ヲ受ケタル保險者

(authorized insurer)トハ、保險會社ニ就テハ供託ニ關

シ保險業者ニ就テハ供託並擔保ニ關シ本法ニ依リ改正セ

ラレタル一九〇九年保險會社法ノ條項ヲ満足セシムル保險會社若ハ保險業者ヲ謂フモノトス

其の責任を保險する必要がない。之等の點は既述勞働者補償法に依て考慮せられてゐる。

四 他ノ法令ノ如何ニ拘ラズ本條ニ基キ保險證券ヲ發行スル者ハ保險證券ノ目的トスル處ノ責任ニ關シ保險證券ニ於テ特定セラレタル人若ハ一團ノ人ヲ保障スル責任アルモノトス

註二 本項は、保險者又は擔保提供者が死傷責任に就き支拂を爲すの外、死傷を蒙れる者の病院に於て受けた手當の對價として患者一日の平均收容費用を基準とした相當の費用を總額二十五磅以内に於て支拂ふべきことの規定であつて適當とは思はれるが法律としては稍

五 保險者ヨリ保險ヲ付シタル者ニ對シ所定ノ書式ヲ有シ且保險證券發行條件ノ詳細並其ノ他所定ノ事項ヲ記載シタル證明書（本法本章ニ於テハ之ヲ保險證明書ト稱ス）ヲ發行スルニ非ザレバ保險證券ハ本法本章ノ目的ノ爲ニ效力ヲ有セザルモノトス。而テ事件並事情ノ異レルモノニ就テハ異レル證明書ノ形式並異レル證明書ノ記載事項ニ付規則ヲ定ムルコトヲ得（註三）

とも實情に適應せぬ場合がありはせぬかと考へられる。
註三 保險者が保險證明書を發行しなければ保險證券は當事者間に於ては兎に角本章の關係に於ては效力を發生しない。従て未だ保險證明書の發行されぬ中は適法に自動車を使用することは出來ぬ。擔保に就ても次條

六 本法ニ於テ保險證券(Policy of insurance)ナル語ハ保險承諾狀ヲ包含スルモノトス

第二項に同様な規定がある。尙此の點に就ては、證明書の提示に關する規定たる本章第四十條參照。

註一 自動車使用者に雇傭せらるゝ者の職務執行上の死傷に對しては當該自動車使用者に就ての保險に於ては

第三十七條（擔保ニ關スル規定）
一 本法本章ノ要求ニ合致スル爲ニハ擔保ハ左記ノモノヲ

ルヲ要ス

a 特許ヲ受ケタル保險者、若ハ英國内ニ於テ同様ナル種類ノ擔保ヲ供與スル業務ニ從事シ且其ノ業務ニ關シ大審院會計長官ニ金一萬五千磅ノ金額ヲ供託シ居レル團體ニ依リ提供セラレタルモノナルコト、而テ

b 前條ニ基キ保險證券ニヨリ擔保スルコトヲ要求セラ
ル、擔保ニ特定セラレタル自動車所有者其ノ他ノ人若
ハ一團ノ人ノ惹起セル責任ヲ之等ノ者ガ果サマリシト
キ擔保ニ特定セラレタル條件ニ從ヒ公衆用自動車ノ使
用ニ關スル保證ノ場合ハ二萬五千磅其ノ他ノ場合ニ於
テハ五千磅迄賠償スベキコトヲ擔保提供者ニ於テ保證
スルモノナルコト(註一)

二 擔保ヲ提供スル者ヨリ擔保ノ提供ヲ受クル者ニ對シ所
定ノ書式ヲ有シ且擔保提供ノ條件ノ詳細並其ノ他所定ノ
事項ヲ記載シタル證明書(本法本章ニ於テハ之ヲ擔保證
明書(certificate of securityト稱ス)ヲ發行スルニ非ザ
レバ、擔保ハ本法本章ノ目的ノ爲ニ效力ヲ有セザルモノ

トス、而テ事件並事情ノ異ルモノニ就テハ證明書ノ異レ
ル形式並ニ異レル記載事項ニ付規則ヲ定ムルコトヲ得

(註二)

註一 本項は第三十五條に規定せられたる保險に代るべ
き擔保の性質に關する規定である

註二 擔保證明書に就ては前條註三參照

第三十八條(保險證券若ハ擔保中ノ或種ノ條件ハ無効タル
ベキコト)

本法本章ノ目的ノ爲ニ發行セラレ若ハ提供セラレタル保
險證券若ハ擔保中ニ於テ、保險證券若ハ擔保ニ基ク請求
權ノ原因タル事故ノ發生後或ル特定ノ事ヲ爲シ若ハ爲ス
コトヲ省略セル場合ニ於テ保險證券若ハ擔保ニ基ク責任
發生セス若ハ發生シタル責任ノ消滅スルコトヲ定メタル
條件ハ第三十六條第一項b號ニ規定セル請求權ノ關係ニ
於テハ效力ヲ有セザルモノトス

但シ本條ノ規定ハ之ヲ保險ニ付セラレ若ハ擔保ニ依リ保
證セラレタル者ヨリ保險者若ハ擔保提供者ニ對シ其ノ保

險證券若ハ擔保ニ基キ支拂ノ責任ヲ負フベキ額ニシテ尙且第三者ノ請求權ヲ満足セシムル爲ニ支拂ヒタル金額ヲ返濟スルコトヲ要求セル保險證券若ハ擔保ノ條項ヲ無効トスルモノト解スベカラズ(註)

註 事故發生後或る特定のことを爲し又は爲さざりし場合に於て保險義務の消滅すべきことを保險證券中に於て契約しても、その條項は、無効となり保險證券は依然有效であることを規定したものであつて、目的は事故の發生を被保險者側に於て保險者に即報することを怠つたとか、その他保險者側の利益となるべき方法を講じなかつたとか若は其の損害を局限する様力めなかつたとか謂ふ場合保險契約を無効とする様な條件を附するを防ぎ斯る條件を無効として、被害者側を保護しようとする處に在る。

但書は、既に保險者が第三者に支拂ひたる額を、被保險者に於て保險者に返濟することを約するも第三者たる被害者に惡影響無く又本保險制度の目的をも阻害し

ないから、差支ないこととした。以上述べた事項は擔保に就ても亦同様である。

第三十九條(車輛免許證申請ニ際シ保險證明書若ハ擔保證明書ノ提出)

一九二九年財政法第十三條並其ノ後ニ於ケル同法改正法ニ基キ車輛免許ヲ申請スル者ニ對シ、一九二〇年道路法第十二條ニ基キ規則ニ依リ左記事項ニ就キ所定ノ證據ヲ提出スルコトヲ要求スル規定ヲ設クルコトヲ得

a 車輛免許證ノ效力ヲ發生スル期日ニ於テ、申請者若ハ其ノ命令下ニ在ル者、若ハ其ノ許可ヲ受ケタル者ニ依リ設ケラレタル自動車使用者ニ付必要ナル保險證券又ハ擔保ガ效力ヲ發生スベキコト

b 自動車ノ所有者、若ハ其ノ雇人ガ其ノ職務上又ハ所有者ノ監督ノ下ニ自動車ヲ運轉スル場合ニ於テ、當該車輛ガ本法本章ノ最初ノ條文ノ適用外ニ在ルコト(註)
註 車輛免許申請に際し、保險或は擔保に關し規則に定むる證據を提出せしめ其の提出無き向には車輛免許を

交付しないことゝなるであらうから此の方法に依り強制保険制を勵行し得ることゝなる。但し保險證券の有効期間は王命交通委員會の意見の如く車輛有効期間中有效のものたれとは規定しなかつた。b 號は第三十五條即ち強制保險若は擔保の規定の適用外に在る自動車たる事の證據提出に關する規定である。

第四十條(保險證明書若ハ擔保證明書ノ提示ニ關スル規定)

一 道路ニ於テ自動車ヲ運轉スル者ハ、警察官ニ要求セラレタルトキハ其ノ姓名住所並自動車所有者ノ姓名居所ヲ申告シ且其ノ證明書ヲ提示スルコトヲ要シ之ニ違反シタル者ハ所罰セラルベシ

但シ自動車ノ運轉者ガ證明書ノ提示ヲ要求セラレタル日ヨリ五日以内ニ、證明書ノ提示ヲ要求セラレタル際右運轉者ノ指定セル警察署ニ自身出頭證明書ヲ提示シタルトキハ、警察官ニ證明書ヲ提示スルコト能ハザリシトノ理由ノミヲ以テシテハ本項ニ基キ所罰セラル、コトナシ

二 道路ニ於テ自動車ノ存在セルコトニ依リ他人ヲ傷害セ

ル事故ヲ惹起シタル場合ニ於テ、自動車ノ運轉者ニシテ警察官若ハ正當ノ理由ヲ有スル者ニ對シ證明書ヲ提示セザリシトキハ、當該自動車運轉者ハ遲滞無く且事故ノ發生セル時ヨリ二十四時間以内ニ警察署若ハ警察官ニ當該事故ヲ報告シ且證明書ヲ提示スルコトヲ要シ之ニ違反シタル者ハ所罰セラルベシ

但シ事故發生後五日以内ニ、事故ノ發生セルコトヲ報告シタル際當該自動車運轉者ノ指定シタル警察署ニ自身出頭シテ證明書ヲ提示シタルトキハ、證明書ヲ提示スルコト能ハザリシトノ理由ノミヲ以テシテハ本項ニ基ク犯罪トシテ處罰セラル、コトナシ

三 自動車所有者ハ警務長ヨリ若ハ警務長ニ代リ要求セラレタルトキハ、警務長ガ本條ニ基キ自動車運轉者ガ證明書ノ提示ヲ要求セラレタル際本法第三十五條ノ規定ニ違反シテ自動車ヲ運轉シタルヤ否ヲ決定スルガ爲ノ情報ヲ申告スルノ義務ヲ有ス、自動車所有者之ヲ怠リタルトキハ處罰セラルベシ

四 本條ニ於テ證明書ヲ提示スル (produce his certificate)

ナル字句ハ保險證明書、擔保證明書、若ハ本法第三十五條ニ違反シテ自動車ヲ運轉シタルコト無ク又無カリシコトヲ證明スル其ノ他ノ證據ヲ檢査ノ爲提示スルコトヲ意味スルモノトス (註)

トヲ證明スル其ノ他ノ證據ヲ檢査ノ爲提示スルコトヲ意味スルモノトス (註)

註 警察官若ハ警察署に對する證明書の提示義務の規定

は之に依リ強制保險或ハ擔保の制度を警察取締に服せしめて其の勵行を期せんとするに出でゐる。事故を惹起せる場合に本法第二十二條に加ふるに本條第二項を置いたのは本法保險制度の目的より見て極めて至當である

である

第四十一條 (第二章ノ目的ノ爲ノ規則)

主務大臣ハ本法本章ニ基キ規則ヲ作り得ル事項ニ就キ規定スル爲、且一般ニ本法本章ヲ施行スル爲及特ニ前掲條文ノ通則ニ抵觸セザル限り左記事項ニ就キ、規則ヲ制定スルコトヲ得

a 本法本章ノ目的ノ爲ニ使用セラルベキ書式

b 保險證明書、擔保證明書並所定ノ書類ノ下附ノ申請

並其ノ交付。書類ノ記録保存。主務大臣若ハ警務長ニ對スル書類記載事項ノ提出若ハ書類ニ關スル報告ノ提出。

c 亡失若ハ毀損シタル證明書其ノ他ノ書類ノ副本ノ下

出。

d 證明書其ノ他ノ書類ノ保管、提示、抹殺、提出ニ關スル事項

e 英本國ニ暫時滞在スルニ過ギザル者ノ持參セル自動車ニ關スル本法本章ノ規定ハ、規則ニ依ル修正ト變更トニ從ヒ效力アル旨規定スルコト (註)

註 本條に依て一九三〇年十二月二十四日自動車 (Third Party Risks) Regulations, 1930) が制定せられてゐる。

第四十二條 (一九〇九年保險會社法ノ修正)

一九〇九年保險會社法第一條ハ其ノe號ノ次ニ左ノf號ヲ加ヘタルモノトシテ效力ヲ有スルモノトス

f 自動車保險業、即チ第三者ノ危險ヲ包含スル自動車ノ使用ニ基ク若ハ自動車ノ使用ニ關連シテ生ズル損失若ハ

使用ニ基ク若ハ自動車ノ使用ニ關連シテ生ズル損失若ハ

損害ニ對シ保險契約ヲ締結スル業務

一一一九〇九年保險會社法ノ意味ニ於ケル保險會社ガ自動車保險業ヲ營ムトキハ、同法ハ左記修正ニ從ヒ同法ガ損害保險業ニ適用アルト同様に自動車保險業ニ適用アルモノトス

a 若シ保險業者ガ何等他種類ノ保險業務ヲ營マザルトキハ、同法第一條第一項ノ二萬磅ノ金額ナル字句ハ一萬五千磅ノ金額ト解スベキモノトス

b 若シ保險會社ガ何等カ他種類ノ保險業ヲ營メルトキハ同法第二條第四項ノ二萬五千磅ノ金額ナル字句ハ自動車保險業ニ關シテハ一萬五千磅ノ金額ナル字句ト解スベキモノトス。而テ他種類ノ保險業ニ關スル供託ヲ爲シタル場合ニ於テ或ル種ノ保險業ニ關スル供託ヲ免除スル同法ノ規定ニ拘ラズ、同法第二條第四項ニ基キ供託スベキ總額ハ三萬五千磅未滿タルコトヲ得ズ

c 同法第五條第六條及第三十二條 a b 並 c 號ハ之ヲ適用セズ

第四十三條(第二章ニ基ク供託金)

一 本法第三十五條並第三十七條ニ基キ大審院ノ會計長官

ニ供託シタル金額ハ、本法本章ニ基キ保險證券ニ依リ擔保セラルベキコトヲ要求セラル、責任ニシテ供託者ノ惹起シタル責任ガ遂行セラル、カ、若ハ其ノ責任ヲ果ス爲ニ他ノ用意ヲ講ゼザル限り、其ノ如何ナル部分ト雖供託者ノ惹起シタル他ノ責任ヲ果ス爲ニ用フルヲ得ズ

二 自動車保險業ヲ營ム保險業者ノ供託シタル供託金ニ適用セラル、一九〇九年保險會社法第二條ニ基キ商務省ノ制定セル規則ハ、主務大臣ニ於テ大法官ト合議ノ後必要ナル修正並變更ヲ加へ、前記諸條ニ基ク會計長官ニ供託シタル供託金ニ適用アルモノトス

第四十四條(蘇格蘭ニ對スル適用)

本法本章ノ規定ハ左記修正ニ從ヒ蘇格蘭ニ適用アルモノトス

第三十五條ニ所謂地方當局(Local authority)ナル語ハ州(County)郡邑(Town)並デイストリクト(District)ノ議會若ハ其ノ委員中ニ右議會ノ代表者ヲ包含スル様構成セラレタル合同委員會(Joint committee)ヲ意味スルモノトス